

新たなオプトアウト制度に基づく
お客様の非公開情報の
モルガン・スタンレー・グループ内での共有について

モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社（以下、「当社」といいます。）は、下記のとおり、当社又は当社グループ会社（第2項に定義します。）が保有するお客様の非公開情報を、以下の目的に必要な範囲で当社グループ会社との間で授受し、共有させて頂くことがございます。

本お知らせが適用されるのは、当社のお客様で、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）（令和4年6月22日施行の改正及びその後の改正等を含み、以下、「改正金商業府令」といいます。）第123条第1項第18号トに掲げる（1）上場会社等及びその子会社等、（2）上場しようとする株式会社及びその子会社等、（3）有価証券報告書を提出している者及びその子会社等、並びに（4）適格機関投資家及びその子会社等のいずれかに該当するお客様（以下、「新オプトアウト制度対象顧客」といいます。）に限られます。

1. 親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲

お客様に対して行われる当社の業務に関する連絡として、当社又は当社グループ会社が保有する、お客様の非公開情報とします。但し、お客様との間で個別に守秘義務契約を締結している場合には、当該契約の条件に従うものとします。

2. 非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲

当社の現在及び将来における親法人等（金融商品取引法第31条の4第3項にいう「親法人等」を意味します。）及び子法人等（同条第4項にいう「子法人等」を意味します。）となります（但し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を除きます。以下、「当社グループ会社」と総称します。）。なお、当社グループ会社には、モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社、モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社及びモルガン・スタンレー・グループ株式会社等が含まれます。但し、お客様との間で個別に守秘義務契約を締結している場合には、当該契約の条件に従うものとします。

3. 非公開情報の授受の方法

当社は、情報漏洩防止等に十分留意したうえで、口頭、書面、電子メール、共有データベースへのアクセス又はその他の適切な方法により、情報の授受を行います。

4. 提供先における非公開情報の管理の方法

お客様に関する非公開情報の提供先である当社グループ会社は、情報管理に係る各社の基本方針に則り、保有することとなった情報について、法令等に即し、自らの機密保持・情報管理に係る規程等に従って、目的外利用禁止や情報漏洩防止等に必要な措置を講じるもの

のいたします。

5. 提供先における非公開情報の利用目的

モルガン・スタンレー・グループとしての総合力を活かし、お客様に対して質の高いサービスを提供することを利用目的といたします。

6. 親子法人等との間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理办法

お客様から、当社に対して、当社グループ会社との非公開情報の授受を停止するようお申出があった場合、当社は速やかに当社グループ会社との非公開情報の授受を停止し、以後、当社及び当社グループ会社では、適用法令で認められている場合を除き、当該情報を当社及び当社グループ会社間で共有いたしません。

※ お客様から情報の授受の停止のお申出を受ける前に、当社と当社グループ会社との間で共有された情報につきましては、以後も当社及び当社グループ会社にて利用することができますので、あらかじめご了承ください。当該情報に関しましては、当社及び当社グループ会社において、目的外利用禁止や情報漏洩防止等に十分留意したうえで厳正に管理します。

※ 当社及び当社グループ会社が金融商品の勧誘を行うにあたっては、各社の勧誘方針に従って適切な勧誘を行います。各社の勧誘方針については各社のホームページをご参照ください。

* 情報の授受の不承諾又はその停止のお申出先*

お客様に関する非公開情報を当社グループ会社との間で授受し共有させていただくことにつきご承諾いただけないお客様、又はかかる情報の当社グループ会社との授受の停止をご希望のお客様は、取引担当者等にお申出いただくようお願い申し上げます。

なお、取引担当者等のほか、以下の窓口でも受付を行っております。

照会先:モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社

住所:東京都千代田区大手町 1-9-7 大手町ファイナンシャルシティサウスタワー

部署:法務・コンプライアンス本部

電話番号: 03-6836-5000 (大代表)

受付時間: 9:30 a.m. – 5:00 p.m. (土日祝日、年末年始の休業日を除きます。)

7. 本お知らせに該当するお客様の範囲

新オプトアウト制度対象顧客に該当するお客様に限ります。

但し、新オプトアウト制度対象顧客に該当するお客様であっても、お客様に関する非公開

情報の当社と当社グループ会社との共有について、既にお客様から書面等による同意を得ている場合、また、将来お客様から書面等による同意を得た場合、当該お客様には、本お知らせは適用されません。

なお、当社では、改正金商業府令に基づく新たなオプトアウト制度（以下、「新オプトアウト制度」といいます。）に基づく枠組みとして本お知らせに基づく枠組みを導入する前より、お客様の非公開情報の共有についてお客様に対してオプトアウトの機会を提供する枠組み（以下、個別に又は総称して、「旧オプトアウト制度に基づく枠組み」といいます。）を設けております。本お知らせが対象とする新オプトアウト制度対象顧客に該当するお客様であっても、これまでに当社より旧オプトアウト制度に基づく枠組みに従って個別の通知を送付、送信又は手交させていただいている場合には、かかる旧オプトアウト制度に基づく枠組みに従ってお客様より頂いたものとみなされる情報共有の同意は、当該お客様より情報の授受を停止するようお申出をいただかない限り、引き続き有効なものとして取り扱わせていただきます。

本お知らせは、当社が導入したお客様の非公開情報のモルガン・スタンレー・グループ内での共有に関する新オプトアウト制度に基づく枠組みについて開示するものです。当社が導入している旧オプトアウト制度に基づく枠組み、又は新オプトアウト制度に基づく他の枠組みにつきましては、当社の[ホームページ](#)にて、該当する枠組みについての開示をご確認くださいますようお願い致します。

新オプトアウト制度と旧オプトアウト制度の適用関係がご不明な場合、又は、新オプトアウト制度に基づくお客様に関する非公開情報の共有につきご質問等がおありの場合には、当社の取引担当者等又は上記 6.記載の窓口までご連絡くださいますよう、どうぞ宜しくお願ひ申し上げます。

以上